

お 知 ら せ

令和 6 年 3 月 2 1 日
宇部市総務部契約監理課

インフレスライド条項の適用について

このことについて、下記のとおり適用することとしますのでお知らせします。

記

1 インフレスライドの内容

次の対象工事の受注者は、工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の定めに基づき、残工事費の1%を超える額について、賃金等の変動に対する請負代金の額の変更を請求することができます。

2 適用対象工事

令和6年2月29日以前に契約を締結した工事（道路維持管理業務委託などの工事に類似した内容の業務委託を含む。）のうち、残工期が基準日から2箇月以上あるもの。

3 請求日及び基準日等

- (1) 請求日：発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（スライド協議）を請求した日とします。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とします。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とします。

4 受注者からの請求

協議の請求の意向がある場合は、協議を行ってください。

5 請負代金の額の変更

賃金等の変動による請負代金額の変更額（スライド額）については、次の方式により算出します。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

S：増額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP1に相当する額

6 その他

別添「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い」に留意してください。